

3-1. 賃貸型応急住宅の供与決定の通知

都道府県は、各被災者の賃貸型応急住宅への入居申込書等の記載内容及び各種要件への適合について審査を行い、問題がなければ、事前に作成した賃貸型応急住宅供与決定通知書のひな形に必要事項を記入した上、同じく事前に作成した賃貸型応急住宅供与決定通知書の受領後の手続の流れ(鍵の引渡しまで)を示した資料とともに、当該被災者に連絡の上、受領可能な方法を確認し、郵送または手交等により通知する。

【本項目における発災時の対応の流れ】

都道府県等

賃貸型応急住宅の供与を決定した旨を通知
鍵の引渡しまでの手続きの流れを連絡

被災者

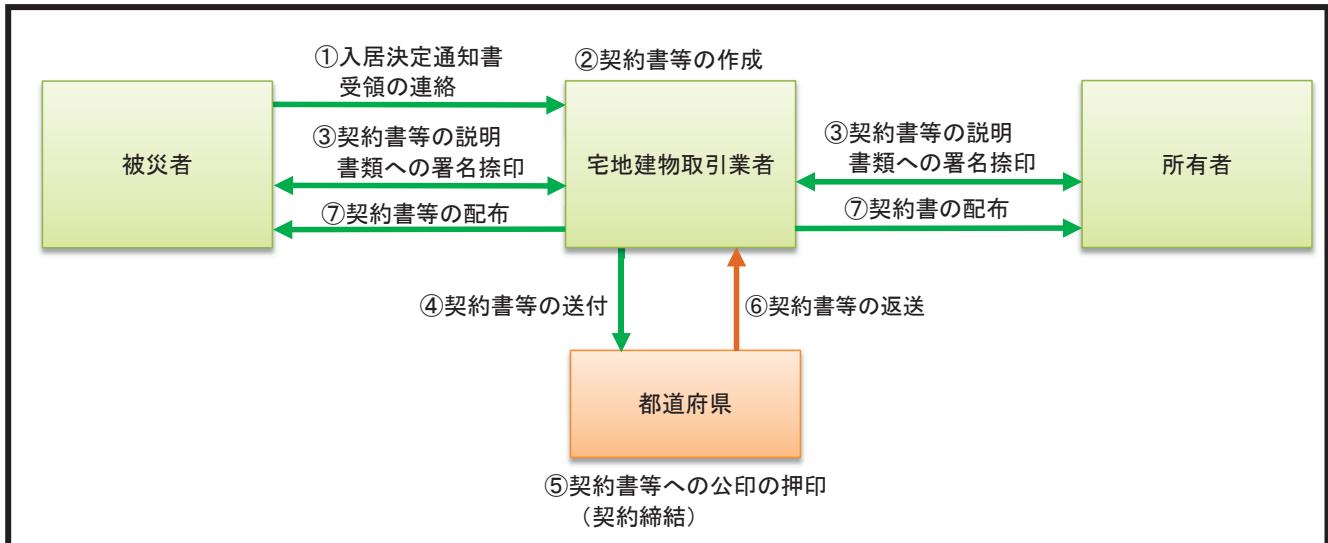
【参考：III. 事前準備編 3-1. 賃貸型応急住宅の供与決定の通知に係る準備(P. 60)】

3. 「入居決定から入居まで」のフェーズにおける発災時の対応

3-2. 契約手続の実施

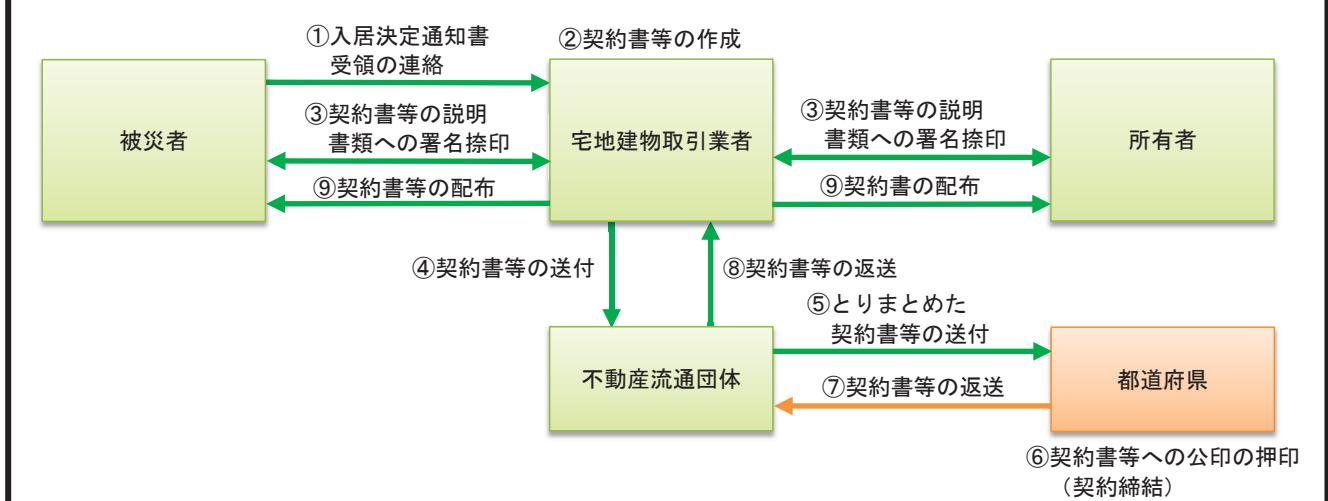
被災者は、都道府県から賃貸型応急住宅供与決定通知書等を受領した後、宅地建物取引業者の協力の下に、賃貸型応急住宅への入居に係る3者間契約（所有者・都道府県・被災者間の賃貸借契約）又は2者間契約（所有者・都道府県間の賃貸借契約及び都道府県・被災者間の使用貸借契約）を締結する（図表4-3-2、図表4-3-3）。

【本項目における発災時の対応の流れ】



なお、賃貸型応急住宅の契約件数や契約を媒介する宅地建物取引業者の数が多い場合、宅地建物取引業者に対する仲介手数料の支払を不動産流通団体に業務委託する場合等においては、契約書等のやり取りを適切に管理し、また、都道府県からの公印が押印された契約書等を返送する事務処理を効率化する観点から、不動産流通団体で取りまとめて都道府県と契約書等をやり取りする方法について、不動産流通団体と協議し、対応の流れを決定する。

【本項目における発災時の対応の流れ（※不動産流通団体を経由する場合）】



3. 「入居決定から入居まで」のフェーズにおける発災時の対応

賃貸型応急住宅供与決定通知書の送付後の手続の流れについては、「3者間契約」の場合と「2者間契約」の場合とで異なり、それぞれ以下のとおり(図表4-3-2、図表4-3-3)。

図表4-3-2 3者間契約の場合の手続の流れの例

不動産流通団体を経由しない場合	不動産流通団体を経由する場合
・被災者は賃貸型応急住宅の入居申込書を提出した宅地建物取引業者に連絡し、賃貸借契約の手続を行う日程を調整する。	同左
・被災者は、調整した日時に宅地建物取引業者の店舗を訪問し、賃貸借契約に係る重要事項説明及び賃貸借契約書の説明を受け、重要事項説明書(既に宅地建物取引業者の署名捺印がなされたもの)2枚及び賃貸借契約書3枚に署名捺印する。	同左
・宅地建物取引業者は、賃貸借契約書3枚に所有者の署名捺印をもらい、その後、賃貸借契約書3枚に署名捺印を行う。	同左
・宅地建物取引業者は、重要事項説明書2枚及び賃貸借契約書3枚を都道府県に送付する。	・宅地建物取引業者は、重要事項説明書2枚及び賃貸借契約書3枚を不動産流通団体に送付する。
↓	・不動産流通団体は、宅地建物取引業者から受領した重要事項説明書及び賃貸借契約書を取りまとめ、都道府県に送付する。
・都道府県は、重要事項説明書2枚及び賃貸借契約書3枚に公印を押印し、当該宅地建物取引業者に送付する。	・都道府県は、重要事項説明書及び賃貸借契約書に公印を押印し、これらのうち物件毎に各一部を残して、残りを不動産流通団体に送付する。
↓	・都道府県から押印済みの重要事項説明書及び賃貸借契約書を送付された不動産流通団体は、媒介を行った宅地建物取引業者毎に書類を分け、宅地建物取引業者に重要事項説明書及び賃貸借契約書を送付する。
・都道府県から押印済みの重要事項説明書1枚及び賃貸借契約書2枚を送付された宅地建物取引業者は、所有者に賃貸借契約書1枚を送付する。	・不動産流通団体から、当該物件に係る押印済みの重要事項説明書1枚及び賃貸借契約書2枚を送付された宅地建物取引業者は、所有者に賃貸借契約書1枚を送付する。
・宅地建物取引業者は、被災者への重要事項説明書及び賃貸借契約書の手交並びに当該賃貸型応急住宅の鍵の引渡しに係る日時について、被災者と調整する。	同左
・被災者は、当該日時に宅地建物取引業者の店舗を再度訪問し、全関係者の署名捺印がなされた重要事項説明書1枚及び賃貸借契約書1枚を受け取るとともに、当該賃貸型応急住宅の鍵の引渡しを受け入居する。	同左

3. 「入居決定から入居まで」のフェーズにおける発災時の対応

図表 4-3-3 2者間契約の場合の手続の流れの例

不動産流通団体を経由しない場合	不動産流通団体を経由する場合
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は入居申込書に記載された連絡先に連絡し、被災者に賃貸型応急住宅供与決定通知書を送付、その後、被災者は賃貸型応急住宅の入居申込書を提出した宅地建物取引業者に連絡し、使用貸借契約の手続を行う日程を調整する。 	同左
<ul style="list-style-type: none"> 被災者は、調整した日時に宅地建物取引業者の店舗を訪問し、使用貸借契約書の説明を受け、使用貸借契約書2枚に署名捺印する。その後、宅地建物取引業者は、使用貸借契約書2枚に署名捺印する。 	同左
<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業者は、賃貸借契約書2枚に所有者の署名捺印をもらい、その後、賃貸借契約書2枚に署名捺印を行う。 	同左
<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業者は、重要事項説明書1枚(宅地建物取引業者の署名捺印がなされたもの)、賃貸借契約書2枚及び使用貸借契約書2枚を都道府県に送付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業者は、重要事項説明書1枚(宅地建物取引業者の署名捺印がなされたもの)、賃貸借契約書2枚及び使用貸借契約書2枚を不動産流通団体に送付する。
↓	<ul style="list-style-type: none"> 不動産流通団体は、宅地建物取引業者から受領した重要事項説明書、賃貸借契約書及び使用貸借契約書を取りまとめ、都道府県に送付する。
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、重要事項説明書1枚、賃貸借契約書2枚及び使用貸借契約書2枚に公印を押印し、当該宅地建物取引業者に送付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、重要事項説明書、賃貸借契約書及び使用貸借契約書に公印を押印し、これらのうち物件毎に各一部を残して、残りを不動産流通団体に送付する。
↓	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県から押印済みの賃貸借契約書及び使用貸借契約書を送付された不動産流通団体は、媒介を行った宅地建物取引業者毎に書類を分け、宅地建物取引業者に賃貸借契約書及び使用貸借契約書を送付する。
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県から押印済みの賃貸借契約書1枚及び使用貸借契約書1枚を送付された宅地建物取引業者は、所有者に賃貸借契約書1枚を送付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 不動産流通団体から、当該物件に係る賃貸借契約書1枚及び使用貸借契約書1枚を送付された宅地建物取引業者は、所有者に賃貸借契約書1枚を送付する。
<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業者は、被災者への使用貸借契約書の手交及び当該賃貸型応急住宅の鍵の引渡しに係る日時について、被災者と調整する。 	同左
<ul style="list-style-type: none"> 被災者は、当該日時に宅地建物取引業者の店舗を再度訪問し、都道府県の公印が押印された使用貸借契約書1枚を受け取るとともに、当該賃貸型応急住宅の鍵の引渡しを受け入居する。 	同左

【参考：III. 事前準備編 1-3. 賃貸型応急住宅の契約方法等の検討(P. 28)、

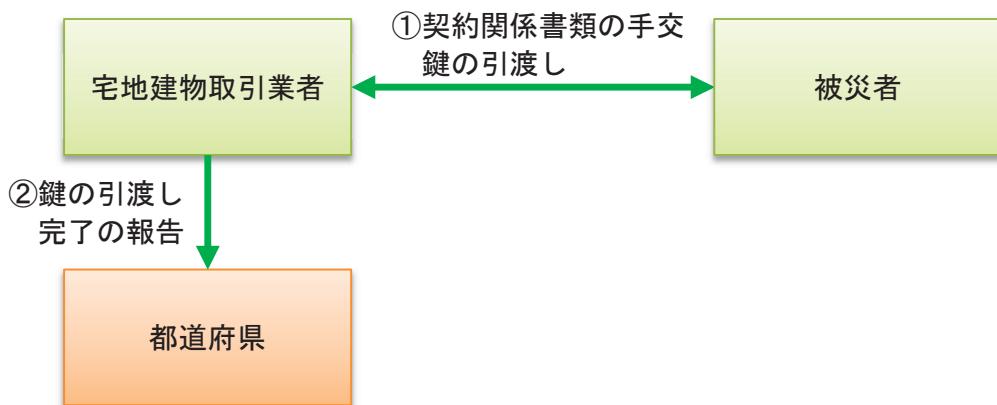
1-4. 賃貸型応急住宅に係る各種要件の検討(P. 34)、

3-2. 契約手続の実施に係る準備(P. 63)】

3-3. 鍵の引渡し

宅地建物取引業者は、被災者と契約関係書類の手交及び対象物件の鍵の引渡しに係る日時の調整を行い、これらを被災者に引渡すとともに、事前に作成した「鍵を受け取ったことを証する書類」を被災者に作成してもらい、当該書類を都道府県に送付する。

【本項目における発災時の対応の流れ】



【参考：III. 事前準備編 3-3. 鍵の引渡しに係る準備(P. 67)】

4. 「入居後の支払」のフェーズにおける発災時の対応

都道府県は、供与した賃貸型応急住宅に係る契約の開始日以降に、当該賃貸型応急住宅の所有者、当該契約に係る宅地建物取引業者及び損害保険会社等に対して、退去修繕負担金、仲介手数料、損害保険料等の入居に際して必要となる費用や賃料等の毎月必要となる費用の精算・支払を行う。

この際、都道府県は、「III. 事前準備編」で事前に検討・調整した事項について確認を行い、災害の規模や被害状況等を踏まえて必要に応じて見直した上で、当該事項を決定する。

本フェーズにおける取組を可能な限り迅速に進めていけるよう、発災時において対応すべき事項について、以下で解説する(図表 4-4-1)。

図表 4-4-1 「入居後の支払」のフェーズにおける関係者・関係団体

	都道府県	市町村	所有者	賃貸業団体	宅地建物取引業者	不動産流通団体	損害保険会社等	金融機関	被災者
フェーズ4: 入居後の支払									
1. 費用の支払事務に係る業務委託の実施	●					●		●	
2. 関係者への支払	●		●		●	●	●	●	

4-1. 費用の支払事務に係る業務委託の実施

都道府県は、事前に金融機関及び不動産流通団体と検討・調整した費用の支払事務に係る業務委託の内容について、当該関係団体に確認を行い、災害の規模や被害状況等を踏まえて、業務委託を実施すると判断した場合は、必要に応じて当該業務委託の内容を見直した上で決定する。

【本項目における発災時の対応の流れ】

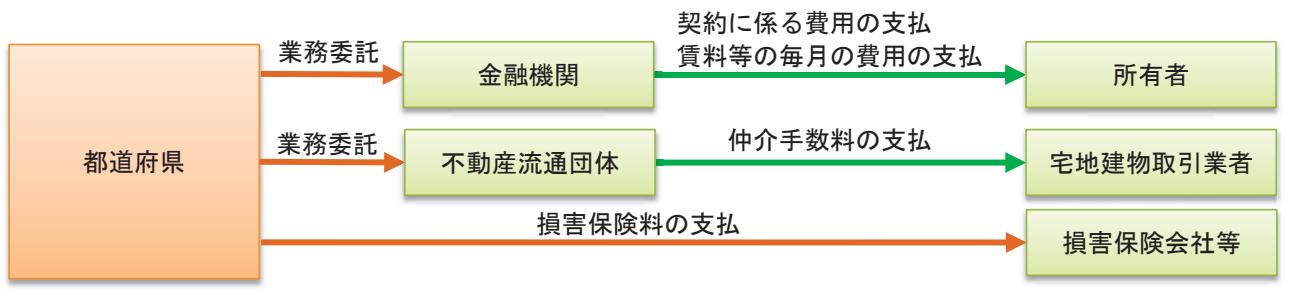


【参考：III. 事前準備編 4-1. 費用の支払事務に係る業務委託の準備 (P. 69)】

4-2. 関係者への支払

都道府県は、事前に金融機関、賃貸業団体、不動産流通団体及び損害保険会社等と検討・調整した費用の支払方法について、当該関係団体に確認を行い、災害の規模や被害状況等を踏まえて必要に応じて見直した上で決定し、支払う。

【本項目における発災時の対応の流れ】



【参考：III. 事前準備編 4-2. 関係者への支払方法の検討 (P. 70)】

V. 訓練実施編

1. 賃貸型応急住宅の円滑かつ迅速な供与のための訓練の意義・目的

現在多くの都道府県では、賃貸業団体や不動産流通団体等との間で、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供等に関して、賃貸型応急住宅の供与に係る災害協定等を締結しているが、これだけでいざ災害が発生した際に賃貸型応急住宅を円滑かつ迅速に供与できるとは限らない。例えば、災害が発生した際の業務マニュアル等を事前に準備していても、関係者が当該マニュアルの内容について習熟しておらず、また発災時のオペレーションを体験したことがなければ、発災時に迅速かつ適切に判断し、行動することは困難である。

このため、平時に関係者が賃貸型応急住宅の円滑かつ迅速な供与のための訓練を実施し、当該訓練を通じて発災後の状況に対応した判断及び行動ができるようにしておくことが極めて重要である。これにより、発災後の関係者毎のオペレーション上の課題を見出し、必要に応じて業務マニュアル等を見直す等、各種の課題を解決していくことで、関係者の適切な役割分担の下、円滑かつ迅速な賃貸型応急住宅の供与が可能となる。

以下では、具体的に「発災後から賃貸型応急住宅への入居の募集開始までのフェーズ」を想定した『情報連絡に係る訓練』、「入居の募集開始から入居決定までのフェーズ」を想定した『申込み・審査に係る訓練』及び「入居決定から入居までのフェーズ」を想定した『入居手続に係る訓練』の3つの訓練について解説する。

なお、訓練実施編に沿って訓練を実施するに当たっては、「III. 事前準備編」での各種準備や「IV. 発災時対応編」での対応イメージを踏まえて、都道府県が実施主体となり、関係者の参画の下に訓練を実施することが望ましい。

2. 各種訓練の概要

(1) 発災後から賃貸型応急住宅への入居の募集開始までのフェーズを想定した「情報連絡に係る訓練」

発災後から賃貸型応急住宅への入居の募集開始までのフェーズでは、賃貸型応急住宅の供与の前提となる役割分担、契約方法及び各種要件を決定した上で、関係者間でこれらの情報を迅速にやりとりし、共有できることが重要である。

このため、情報連絡に係る訓練は、このような都道府県と被災市町村や関係団体等との連絡及び関係団体等と構成員である個々の事業者間の連絡を円滑かつ迅速に行えるようにすることを目的として実施する(図表 5-2-1 の着色箇所参照)。

なお、訓練には賃貸業団体、不動産流通団体及び宅地建物取引業者の他、民間賃貸住宅の所有者、損害保険会社等及び金融機関にも参加してもらうことが望ましい。

図表 5-2-1 発災後から賃貸型応急住宅への入居の募集開始までのフェーズを想定した
「情報連絡に係る訓練」(着色箇所)

	都道府県	市町村	所有者	賃貸業団体	宅地建物取引業者	不動産流通団体	担保保険会社等	金融機関	被災者
フェーズ1: 発災後から賃貸型応急住宅への入居の募集開始まで									
1. 関係団体への協力要請	●	●		●		●	●	●	
2. 事務委任・業務委託の実施	●	●		●		●		●	
3. 賃貸型応急住宅の契約方法等の決定	●	●		●		●			
4. 賃貸型応急住宅に係る各種要件の決定	●			●		●	●	●	
5. 関係団体等への賃貸型応急住宅の供与実施の連絡	●	●		●		●			
6. 賃貸型応急住宅の供与への協力以降の確認	●		●	●	●	●			
7. 賃貸型応急住宅の供与に必要な資料の更新・作成	●								
8. 賃貸型応急住宅への入居の相談窓口の開設	●	●		●	●	●			

(2) 入居の募集開始から入居決定までのフェーズを想定した「申込み・審査に係る訓練」

入居の募集開始から入居決定までのフェーズでは、賃貸型応急住宅の供与に協力する宅地建物取引業者の店舗を訪問した被災者に対して、当該宅地建物取引業者が賃貸型応急住宅の各種要件に適合する民間賃貸住宅を迅速に探し、その所有者に賃貸型応急住宅として契約することの確認を取るまでを迅速に行うこと、被災者が作成した賃貸型応急住宅への入居申込書等について当該宅地建物取引業者が迅速に確認を行うこと、当該入居申込書等を(不動産流通団体を経由して)迅速に都道府県に提出すること、都道府県が当該入居申込書等を迅速に審査することが重要である。

このため、申込み・審査に係る訓練は、これらの取組を円滑かつ迅速に行えるようにすることを目的として実施する(図表 5-2-2 の着色箇所参照)。

なお、訓練には市町村、不動産流通団体及び宅地建物取引業者の他、民間賃貸住宅の所有者及び被災者役となる方にも参加してもらうことが望ましい。

図表 5-2-2 入居の募集開始から入居決定までのフェーズを想定した
「申込み・審査に係る訓練」(着色箇所)

	都道府県	市町村	所有者	賃貸業団体	宅地建物取引業者	不動産流通団体	損保会社等	金融機関	被災者
フェーズ2:入居の募集開始から入居決定まで									
1. 賃貸型応急住宅への入居の募集開始の周知	●								●
2. 賃貸型応急住宅の入居申込・審査	●		●		●	●			●

(3) 入居決定から入居までのフェーズを想定した「入居手続に係る訓練」

入居決定から入居までのフェーズでは、賃貸型応急住宅への入居申込みを担当した宅地建物取引業者が被災者に対して賃貸借契約に係る重要事項説明等を行い、賃貸型応急住宅への入居に係る各種契約書の作成を迅速に行うこと、当該宅地建物取引業者が各種契約書に被災者及び所有者の署名捺印をもらった上で(不動産流通団体を経由して)迅速に都道府県に送付すること、都道府県が各種契約書に公印を押印し、(当該不動産流通団体及び)当該宅地建物取引業者を経由して被災者及び所有者に迅速に送付することが重要である。

このため、入居手続に係る訓練は、このような重要事項説明等、各種契約書の作成、署名捺印された契約書の都道府県への送付、都道府県の契約書への公印の押印及び当該契約書の返送を円滑かつ迅速に行えるようにすることを目的として実施する(図表 5-2-3 の着色箇所参照)。

なお、訓練には宅地建物取引業者の他、民間賃貸住宅の所有者及び被災者役となる方にも参加してもらうことが望ましい。

図表 5-2-3 入居決定から入居までのフェーズを想定した
「入居手続に係る訓練」(着色箇所)

	都道府県	市町村	所有者	賃貸業団体	宅地建物取引業者	不動産流通団体	損保会社等	金融機関	被災者
フェーズ3:入居決定から入居まで									
1. 賃貸型応急住宅の供与決定の通知	●								●
2. 契約手続きの実施	●		●		●	●			●
3. 鍵の引渡し	●				●				●

3. 訓練の実施に係る準備

(1) 実施する訓練の決定

「V. 訓練実施編」2.(1)～(3)で示した「情報連絡に係る訓練」、「申込み・審査に係る訓練」及び「入居手続に係る訓練」のうち、どの訓練を行うかを決定する。

(2) 訓練の参加者の決定

実施する訓練を決定した後、当該訓練の参加者について調整を行い、決定する。

なお、訓練の参加者としては「都道府県」、「市町村」、「賃貸業団体」、「不動産流通団体」、「宅地建物取引業者」、「損害保険会社等」、「金融機関」、「所有者」及び「被災者役」が想定されるが、実施する訓練の種類によって、実施主体である都道府県が必要と考える関係者を選定し、参加を要請することとなる。

(3) 訓練の実施日時及びタイムスケジュールの決定

実施する訓練及び訓練の参加者を決定した後、当該参加者の間で訓練の実施日時について調整を行い、決定する。その上で、実施する訓練に応じたタイムスケジュールを決定する（図表5-3-1）。

なお、訓練の実施日時の決定に当たっては、不動産流通業界では、慣習として水曜日を定休日としていること、大安等の吉日は不動産に係る契約締結が行われることが多いこと等も考慮することが望ましい。

図表 5-3-1 訓練当日のタイムスケジュールの例

時間	項目
10：00～10：30	訓練の概要説明（訓練の主旨、タイムスケジュール等）
10：30～11：00	「情報連絡に係る訓練」の説明
11：00～12：00	「情報連絡に係る訓練」の実施（昼食休憩）
12：00～13：00	（昼食休憩）
13：00～13：30	「申込み・審査に係る訓練」の説明
13：30～14：30	「申込み・審査に係る訓練」の実施
14：30～15：00	（休憩）
15：00～15：30	「入居手続に係る訓練」の説明
15：30～16：30	「入居手続に係る訓練」の実施
16：30～17：00	訓練全体についてのふりかえり・意見交換

(4) 訓練の実施場所の決定

訓練の実施場所については、訓練の種類や関係者の参加状況等を踏まえ、当該訓練の参加者間で調整を行い、決定する。

なお、訓練の実施場所については、大きく分けて、①各関係者が通常業務を行っている事務所等でそれぞれが訓練を実施する場合と、②各関係者が一同に会して関係者毎に同じ会場内の分けられた部屋やブースに分散して訓練を実施する場合とが想定される。

①の場合は、実際の災害発生時と同じ場所や利用機器（電話、FAX、パソコンなど）等の状況下で訓練することとなり、実務における課題等が直接把握できるメリットがある一方、訓練の他の関係者の動向が把握しづらく、実務における課題等を共有するのに手間がかかるというデメリットがある。

②の場合は、逆に訓練の他の関係者の動向が把握しやすく、実務における課題等を共有するのが容易であるというメリットがある一方、実際の災害発生時とは異なる場所や利用機器（電話、FAX、パソコンなど）等の状況下で訓練することとなり、実務における課題等が直接把握できないというデメリットがある。

このようなメリット・デメリットも踏まえつつ、訓練の実施場所を決定することが望ましい。

(5) 訓練のシナリオの作成

各種の訓練を実施するため、それぞれの訓練のシナリオを作成する。

その際、訓練を実施する前提として、都道府県において災害の発生日時、災害の規模、被害想定を設定するとともに、以下に掲げる事項について事前に定めていない場合は、「III. 事前準備編」を参考にして設定する（図表 5-3-2）。

図表 5-3-2 訓練実施前に定める事項

- ・事務委任・業務委託の内容
- ・賃貸型応急住宅の契約方式（普通建物賃貸借・定期建物賃貸借）
- ・賃貸型応急住宅の契約者（2者間契約・3者間契約）
- ・賃貸型応急住宅の入居申込書の提出先及び確認・審査者
- ・賃貸型応急住宅への入居に係る被災者の住宅被害要件（全壊等）
- ・賃貸型応急住宅としての要件（建物の耐震性、規模・間取り及び世帯人数毎の賃料の限度額）
- ・賃貸型応急住宅に係る金員の要件（賃料、共益費、退去修繕負担金、礼金、仲介手数料及び損害保険料の限度額等）
- ・入居に係る各種契約書のやりとりの流れ
- ・関係者間の連絡手段 等

なお、以下の各種訓練の具体的なシナリオ例の説明にあたっては、

- ・事務委託・業務委託を行う
- ・賃貸型応急住宅の契約方式：定期建物賃貸借
- ・賃貸型応急住宅の契約者：3者間契約
- ・賃貸型応急住宅の入居申込書の提出先
：被災者は宅地建物取引業者に提出、宅地建物取引業者は不動産流通団体に送付し、当該不動産流通団体で取りまとめの上、都道府県に提出
- ・賃貸型応急住宅の入居申込書の確認・審査者
：宅地建物取引業者、都道府県（ただし、宅地建物取引業者は、入居申込書への記載漏れやその他の必要書類の過不足等を確認し、各種要件への適合の確認についてはできる範囲のみ行う。都道府県は、これらの書類の記載事項を元に各種要件への適合を審査し、入居決定を判断する。）
- ・入居に係る各種契約書のやりとりの流れ
：被災者・所有者・宅地建物取引業者・不動産流通団体（経由）・都道府県間と設定する。

① 「情報連絡に係る訓練」のシナリオの例

訓練の項目	シナリオ
(i) 関係団体への協力要請の連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、市町村、賃貸業団体、不動産流通団体、損害保険会社等及び金融機関に対して、協力要請の連絡を行う。 ・各関係者は、協力する意向を都道府県に連絡する。
(ii) 事務委任・業務委託の連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、市町村に事務委任する又は関係団体等に業務委託する場合は、その旨を連絡する。 ・各関係者は、当該内容について了承する場合は、その旨を都道府県に連絡する。 <p><ポイント></p> <p>※事務委任・業務委託の内容を事前に定めておくこと。</p>
(iii) 関係団体等への賃貸型応急住宅の供与実施の連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、事前に準備しておいた賃貸型応急住宅の契約方法等（契約方式、契約者、賃貸型応急住宅の入居申込書の提出先）及び賃貸型応急住宅に係る各種要件（規模、各種金員の限度額等）を決定し、これらをまとめた資料について、市町村、賃貸業団体及び不動産流通団体に対して渡す。 ・各関係者は、当該資料を受領した場合は、その旨都道府県に連絡する。 <p><ポイント></p> <p>※連絡の際に用いる資料及び送付方法を事前に定めておくこと。</p>